施術所、出張・滞在施術業に関する 手続きのご案内

≪ あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師 ≫

※令和6年5月7日最終改訂

目 次

	1.	施術所の開設の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
	2.	施術所の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
	3.	施術所の構造設備基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
	4.	広告の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
	5.	施術所開設届事項に変更を生じた場合 ・・・・・・・・	P6
	6.	施術所を休止・廃止・再開する場合 ・・・・・・・・	P7
	7.	あん摩マッサージ指圧師等の出張業務・・・・・・・・・	P8
	8.	他県在住の施術者の滞在出張業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P9
	9.	届出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P9
1	Ο.	あはき施術所開設届出済証明書の発行 ・・・・・・・・	P10
1	1.	免許の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P10

○届出先

名称	所在地	電話番号	所管区域
佐賀中部保健福祉事務所	佐賀市八丁畷町1-20	0952- 30-2174	佐賀市 多久市 小城町 神埼市 神埼郡吉野ヶ里町
鳥栖保健福祉事務所	鳥栖市元町1234-1	0942- 83-2161	鳥栖市 三養基郡
唐津保健福祉事務所	唐津市大名小路3-1	0955- 73-4185	唐津市 東松浦郡玄海町
伊万里保健福祉事務所	伊万里市新天町坂口 122-4	0955- 23-2101	伊万里市 西松浦郡有田町
杵藤保健福祉事務所	武雄市武雄町昭和265	0954- 22-2103	武雄市 鹿島市 嬉野市 杵島郡大町町 杵島郡江北町 杵島郡白石町 藤津郡太良町

- *法律の名称を以下のように省略し、表示しています。
 - ・あはき法: あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律
 - ・あはき法規則: あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行規則
 - ·柔整法 : 柔道整復師法 ·柔整法規則 : 柔道整復師法施行規則

1. 施術所の開設の手続き

施術所を開設した者(以下開設者)は、開設届を、施術所開設後10日以内に、施術所所在地管轄の保健福祉事務所へ届出てください。

届出にあたっては、構造設備基準及び衛生上の措置、広告及び名称に関する制限に留意してください。

(あはき法第9条の2、柔整法第19条)

必要書類等	部数	注意事項
□施術所開設届	1 部	あはき法と柔整法では様式が異なります。 (あはき法:様式第1号、柔整法:様式第1号) ※控えが必要な方は、コピーするなどして持参ください。
□施術所内の平面図	1 部	ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法及び面積、外気 開放面積と位置又は換気装置の位置、消毒設備の位置を 記入したもの。
□所在地周辺の見取り図	1 部	施術所の所在地がわかるもの(住宅地図等)敷地および建物の配置がわかるもの。
□業務に従事する施術者全 員の免許証の写し	1 部	保健福祉事務所にて免許証原本と照合しますので、施術
□業務に従事する施術者全 員の免許証の原本(*1)	提示のみ	者全員分の 免許証原本 を窓口にお持ちください。照合の後、原本は返却します。
□運転免許証等の本人確認 書類 (*2)	提示のみ	開設者(法人の場合を除く)及び業務に従事する施術者全員の運転免許証等の原本を窓口にお持ちください。 ※原本が持参できない場合は、本人確認の書類の写しに開設者による原本証明をする必要があります。(下図参照)
□定款の写し、もしくは履歴 事項全部証明書等の写し	1 部	法人開設の場合のみ。 目的に施術所の運営が含まれている必要があります。

- ■新規開設以外で開設届の提出が必要となる場合
 - *施術所の移転… (同管内の移転 … 廃止届 → 新規開設届)

(別管轄へ移転 … 管轄内で廃止届 → 移転先で新規開設届)

- *施術所の開設者が変更 … (廃止届 → 新規開設届)
- *あはきと柔整の同時開設 … 両方の施術所開設届の届出が必要(後から片方を追加する場合も同様)
- *1. 従事者が新規免許を申請中等で、免許証が未交付の期間に届出る場合は、免許申請に基づき交付される「登録済証明書」を免許証の代わりに提示し、免許証が本人に交付され次第、免許証原本を保健福祉事務所へ提示してください。(保健福祉事務所にて原本照合が必要)
- *2.「施術所の開設届等の際の資格確認の徹底について (医政医発 0107 第1号 平成26年1月7日)」、厚生 労働省からの通知に基づき、開設者及び業務に従事する 施術者の本人確認を自動車運転免許証等により行うこ とになりました。

≪開設者による原本証明の例≫

本人確認書類 (運転免許証等)

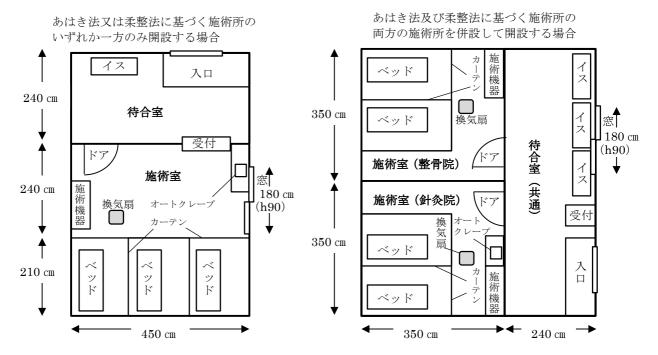
この〇〇〇〇の写しは、 原本と相違ないことを証明します。

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

○○鍼灸院/○○整骨院開設者:株式会社○○

代表取締役 ○○ 《届印》

≪平面図記載例≫



2. 施術所の名称

施術所の名称は、あはき法又は柔整法の広告の制限を受けます。(P5 参照)

施術所以外の医業類似行為施設と区別するために、「マッサージ指圧」「鍼灸」「接骨」「整骨」 等を名称につけることが望ましいとされています。

≪施術所の名称として認められていないものの例≫

一個的別の名称として認められていないものの例グ			
■医療法、医薬品、医療機器等法、そのほかの法律 に抵触する名称	○○クリニック、○○薬局、○○センター、○○療院(○○はり療院は可)、○○治療所(○○はり治療所等は可)など		
■あはき法に基づく施術所は、柔整法に抵触しないこと。柔整法に基づく施術所は、あはき法に抵触しないこと。	○○鍼灸整骨院 *○○鍼灸院・○○整骨院と並列表記は可(あはき法および柔整法、両方の届出をしている場合)		
■はり科、きゅう科等、科の文字を使用すること	○○はり科、○○きゅう科 など		
■施術所で認められていない医業類似行為名を使用すること	○○カイロプラクティック接骨院、○○鍼灸整体 院、○○エステティックマッサージ院 など		
参考通知等 広告取締に関する件(昭和 24.5.16 医収 589)、 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の運用について(昭和 26.10.1 医収 560) 医業類似行為施術所の名称について(昭和 31.5.8 医収 1502)			

- *病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、参院、療養所、診療所、医院その他病院 又は診療所に紛らわしい名称を付けてはなりません。(医療法第3条)
- *医師でなければ、医師又はこれらに紛らわしい名称を用いてはなりません。(医師法第18条)

3. 施術所の構造設備基準等

○構造設備基準

施術所には「構造設備に関する基準」が設けられています。開設にあたっては、次の事項に適合するようにしてください。 (あはき法規則第25条、柔整法規則第18条)

構造設備基準	 ● 6.6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。 ● 3.3平方メートル以上の待合室を有すること。 ● 施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りではありません。 ※ドアは開放面積に含みません。 ※引違窓は全体の面積の2分の1が外気に開放し得る面積として計算します。 ● 施術に用いる器具、手指の消毒設備を有すること。
施術室の独立性	● 施術所は住居・店舗等と構造上、機能上独立している必要がある。 ただし、一定の条件の下で施術室以外の構造設備を共有することはやむを得ない。(指導基準)
施術室と待合室の 区画	施術室と待合室の区画は、固定壁で上下左右完全に仕切られ、固定した扉を設けることが望ましい。(指導基準)防災上、上記を満たすことができない場合は固定されたパーテーション等で区画すること。(指導基準)
プライバシー保護	● ベッドを2台以上設置する場合や待合室から施術室が見渡せる場合には、 各々カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。(指導基準)
感 染 対 策	● はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。 使い捨てのはりを使用する場合は、使用済みのはりの保管及び廃棄を安全な 方法で行うこと。(指導基準)

≪同一建物内であはき法と柔整法の施術所を兼業する場合≫

原則として2つの構造設備を設けることになりますが、一定の条件の下で、構造整備の共有が 認められます。なお、開設届はあはき法及び柔整法に基づく届出がそれぞれ必要となります。

兼

● 施術者が2人以上となる場合は、双方の施術室を固定壁で区画すること。(指導基準) 待合室も、施術室同様に区画することが望ましいが、十分なスペースがあれば、共有しても やむを得ない。ただし、待合室から各施術室に通じる構造であること。

業

- あはき法及び柔整法に基づく免許を両方とも有する施術者が1人で施術する場合は施術室 を兼ねてもよい。(指導基準)
- *施術室の中で民間療法や他の医業類似行為を混在して行うことは「専用の施術室」の原則に反する ためできません。

○衛生上必要な措置

衛生上必要な措置として次の措置を講じてください。施術室を清潔に保ち、使用するタオル等の物品の管理には十分気をつけてください。(あはき法規則第26条、柔整法規則第19条)

衛生上必要な措置

- 採光、照明及び換気を十分にすること。

4. 広告の制限

広告は、看板、掲示物、印刷物など、外部の不特定多数の人の目に触れるものが対象になります。法で定められていること以外は広告できません。

あはき法で認められている広告事項(あはき法第7条1項)	(あはき法第7条2項)
1. 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所 2. 第1条に規定する業務の種類 (あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業) 3. 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項	左記1~3の内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

- 4. 施術日又は施術時間
- 5. その他厚生労働大臣が指定する事項(厚生労働省告示69号、271号)
 - 一 もみりょうじ
 - 二 やいと、えつ
 - 三 小児鍼(はり)
 - 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 9 条の 2 第 1 項前段の規定による届出をした旨
 - 五 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
 - 六 予約に基づく施術の実施
 - 七 休日又は夜間における施術の実施
 - 八 出張による施術の実施
 - 九 駐車設備に関する事項

柔整法で認められている広告事項(柔整法第24条1項)	(柔整法第 24 条 2 項)
1. 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所 2. 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 3. 施術日又は施術時間	左記1~3の内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

- 4. その他厚生労働大臣が指定する事項 (厚生労働省告示 70 号、272 号)
 - 一 ほねつぎ(または接骨)
 - 二 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
 - 三 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
 - 四 予約に基づく施術の実施
 - 五 休日又は夜間における施術の実施
 - 六 出張による施術の実施
 - 七 駐車設備に関する事項

*違反広告例

- ○流、中国ばりなど流派・胃腸病に効くはり等効能
- 出身校・技能経歴等に関すること
- 適応症(ガン、腰痛、骨折 等)
- 法以外の医業類似行為(整体、カイロプラックティック、エステティック 等) その他の医業類似行為との広告の共有はできません。
- *この規定に違反した者は30万円以下の罰金に処するとされています。

(あはき法第13条の8第1号、柔整法第30条第5号)

5. 施術所開設届事項に変更を生じた場合

施術所の届事項に変更が生じた場合には、開設した者(以下開設者)は変更後10日以内に、 施術所所管の保健福祉事務所へ届出てください。

(あはき法第9条の2、柔整法第19条)

提	出書類等	部数	注意事項
□施術所開設届事項変更届		1 部	あはき法と柔整法は様式が異なります。 (あはき法:様式第1号、柔整法:様式第1号)
変更事項	添付書類等	部数	注意事項
	□新たに従事する施術 者の免許証の写し	1 部	保健福祉事務所にて免許証原本と照合しますので、 新たに従事する施術者全員分の免許証原本を窓口
公主式の泊hu	□新たに従事する施術 者の免許証の原本	提示のみ	にお持ちください。照合の後、原本は返却します。
従事者の追加	□新たに従事する施術 者の運転免許証等の 本人確認書類	提示のみ	開設者(法人の場合を除く)及び業務に従事する施 術者全員の運転免許証等の原本を窓口にお持ちく ださい。 ※原本が持参できない場合は、開設者による原本証 明が必要(P2参照)
構造設備	□施術所の平面図 (変更前、変更後)	各1部	変更前、変更後の図面を各1部提出してください。 ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法及び面積、 外気開放面積と位置又は換気装置の位置、消毒設備 の位置を記入してください。 ※変更部分を朱書等により明示してください。
開設者の氏名 (名称)・住所等	□定款の写しまたは履 歴事項全部証明の写 し(法人)	1 部	開設者が法人の場合に必要。
	□運転免許証等の本人 確認書類(個人)	提示のみ	開設者が個人の場合に必要。運転免許証は変更後の 住所・氏名が裏書きされたもの。
	□書換手続き後の免許 証の写し	1 部	免許証の原本は保健福祉事務所にて原本照合の後、
従事者の氏名	□書換手続き後の免許 証の原本	提示のみ	返却します。
	□運転免許証等の本人 確認書類(個人)	提示のみ	運転免許証は変更後の氏名が裏書きされたもの。
施術所の名称 業務の種類 (追加・削除) 従事者の退職	添付書類なし	_	

^{*1}人の施術者が、複数の施術所において施術を行い、登録がある場合は、施術所での勤務日や時間 を確認します。

^{*}従事者の増加に伴い一人施術者の特例適用外になった場合も構造設備の変更及び届出が必要です。

6. 施術所を休止・廃止・再開する場合

施術所を休止・廃止・再開する場合には、開設した者(以下開設者)は変更後10日以内に、 施術所所在地管轄の保健福祉事務所へ届出てください。

(あはき法第9条の2、柔整法第19条)

提出書類等	部数	注意事項
□施術所休止(廃止・再開)届	1 部	あはき法と柔整法は様式が異なります。 (あはき法:様式第2号、柔整法:様式第2号)

- *休止期間はおおむね1年以内としています。再開することがほぼ確実な場合に届出てください。 再開のめどが立っていない場合は、廃止届を考えてください。
- *開設者が死亡又は失そう宣告をうけたことによる場合は、届出者の住所及び氏名も記入をお願い します。

≪根拠法令(参考)≫

[施術所の開設・変更届]

あはき法 第9条の2第1項

施術所を開設した者は、開設後10日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

柔整法 第19条第1項

施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも同様とする。

[施術所の休止・廃止・再開届]

あはき法 第9条の2第2項

施術所を開設者は、その施術所を休止し、または 廃止したときには、その日から十日以内に、その旨 を前項の都道府県知事に届出なければならない。 休止した施術所を再開したときも、同様とする。

柔整法 第19条第2項

施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

[出張のみの業務の届出]

あはき法 第9条の3

専ら出張のみによってその業務に従事する施術者は、その業務を開始したときは、その旨を住所地の都 道府県知事に届け出なければならない。その業務を休止、若しくは廃止したとき又は休止した業務を再 開したときも、同様とする。

[施術者の都道府県知事等への届出]

あはき法 第9条の4

施術者は、その住所地(当該施術者が施術所の開設者又は勤務者である場合にあっては、その施術所の所在地。以下この条において同じ。)が保健所を設置する市又は特別区の区域内にある場合にあっては当該保健所を設置する市又は特別区の区域外に、その他の場合にあってはその住所地が属する都道府県(当該都道府県の区域内の保健所を設置する市又は特別区の区域を除く。)の区域外に滞在して業務を行おうとするときは、あらかじめ、業務を行う場所、施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を、滞在して業務を行おうとする地の都道府県知事に届け出なければならない。

7. あん摩マッサージ指圧師等の出張業務

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師個人の施術者が専ら出張のみによって、その業務を開始、廃止、休止、再開した時は、すみやかに住所地を管轄する保健福祉事務所に届出てください。ただし、既にあはき法に基づく施術所を開設されていて、その施術所から出張する場合には、この届出の必要はありません。

(あはき法第9条の3)

事由	提出書類等	部数	注意事項	
	□出張業務開始届	1 部	あはき法のみ (様式第3号)	
日日 4人	□業務に従事する施術者の免許証 の写し	1 部	保健福祉事務所にて免許証原本と照合し ますので、施術者全員分の 免許証原本 を	
開始	□業務に従事する施術者の免許証 の原本	提示のみ	窓口にお持ちください。照合の後、原本は返却します。	
	□業務に従事する施術者の運転免 許証等の本人確認書類	提示のみ	業務に従事することとなった施術者の運 転免許証等を提示してください。	
廃止 休止 再開	□出張業務休止(廃止・再開)届	1 部	あはき法のみ (様式第4号)	

- *施術者個人の届出のため、法人での届出はできません。
- *柔道整復業には出張施術届出の制度はありません。
- *休止期間はおおむね1年以内としています。再開することがほぼ確実な場合に届出てください。 再開のめどが立っていない場合は、廃止届を考えてください。
- *開設者が死亡又は失そう宣告をうけたことによる場合は、届出者の住所及び氏名も記入をお願いします。

≪届出内容に変更が生じた場合≫

変更届の規定がないため、変更が生じた際は、業務の廃止及び開始届の手続きを行ってください。

変更事項	手続き
● 氏名の変更	現行の届出の廃止 → 新しい名前での新規の届出
● 住所の変更(管轄保健福祉事務所変更なし)	現行の届出の廃止 → 新しい住所での新規の届出
● 住所の変更(管轄保健福祉事務所変更あり)	現行の届出の廃止 → 新しい住所地の管轄保健福 祉事務所で新規の届出
● 新たに施術所を開設する場合	現行の届出の廃止 → 施術所の新規開設届

8. 他県在住の施術者の滞在出張業務

他県在住の施術者、または他県に開設された施術所の開設者または勤務者が、当県に滞在して あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう業を行なおうとする場合は、あらかじめ滞在場所を管轄す る保健福祉事務所に届出てください。この届出は当県外の施術者が、当県内の旅館等に短期滞在 してあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術を行う場合を想定しています。(日帰りは不要)

(あはき法第9条の4)

提出書類等	部数	注意事項
□施術者県内滞在業務開始届	1 部	<u>あはき法のみ</u> (様式第5号)
□業務に従事する施術者の免許証 の写し	1 部	保健福祉事務所にて免許証原本と照合しますので、施術者全員分の 免許証原本 を窓口にお持ちく
□業務に従事する施術者の免許証 の原本	提示のみ	ださい。照合ののち、原本は返却します。
□業務に従事する施術者の運転免 許証等の本人確認書類	提示のみ	業務に従事することとなった施術者の運転免許 証等を提示してください。

^{*}施術者個人の届出のため、法人での届出はできません。

9. 届出先

名称	所在地	電話番号	所管区域
佐賀中部保健福祉事務所	佐賀市八丁畷町1-20	0952- 30-2174	佐賀市 多久市 小城町 神埼市 神埼郡吉野ヶ里町
鳥栖保健福祉事務所	鳥栖市元町1234-1	0942- 83-2161	鳥栖市 三養基郡
唐津保健福祉事務所	唐津市大名小路3-1	0955- 73-4185	唐津市 東松浦郡玄海町
伊万里保健福祉事務所	伊万里市新天町坂口 122-4	0955- 23-2101	伊万里市 西松浦郡有田町
杵藤保健福祉事務所	武雄市武雄町昭和265	0954- 22-2103	武雄市 鹿島市 嬉野市 杵島郡大町町 杵島郡江北町 杵島郡白石町 藤津郡太良町

^{*}九州厚生局佐賀事務所等で手続きを行う際には、保健福祉事務所に届け出た書類の写しが必要となります。

^{*}柔道整復業には滞在出張施術届出の制度はありません。

10. あはき施術所開設届出済証明書の発行

佐賀県では、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうについて、有資格者が開設し届出した施術 所について施術所届出済証明書を発行します。(平成22年7月1日より)

□申請先:各所管保健福祉事務所

□申請者:証明書の発行を受ける開設者

□必要書類:施術所届出済証明願

収入証紙(350円/証明書1通)

- (注1) 証明書発行後に施術所開設届出事項変更をされる場合は、証明書の情報が古くなるため、証明書の回収にご協力ください。そして、新たな証明書発行希望の方は、再度証明願を提出してください。
- (注2) 証明願は、必要事項を記載して、申請者(開設者)が署名する必要があります。
- (注3) 申請者本人以外の第3者が証明願する場合は、委任状が必要となります。

11. 免許の手続きについて

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許、柔道整復師の免許に関しての手続き(新規申請、籍訂正・書換え、再交付等)は下記の指定登録機関に必要書類を確認の上、手続きお願いします。

また、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許をお持ちの方が、免許を保有していることを示すための携帯用カード「厚生労働大臣免許保有証」の交付申請手続きは下記の指定登録機関へお問い合わせの上、申請手続きを行える団体をご確認ください。

*保健福祉事務所では取扱いできません

免許の種類	受付先	
あん摩マッサージ指圧師	〒110-0005	
はり師	東京都台東区上野7丁目6-5 Vort上野Ⅱ 6階	
きゅう師	公益財団法人東洋療法研修試験財団	
	☎03-5811-1666	
柔道整復師	〒105-0003 東京都港区西新橋 1 − 1 1 − 4 日土地西新橋ビル 6 階 公益財団法人柔道整復研修試験財団 ☎03-6205-4731	